

# 航空法施行規則等の一部改正

航空法等の一部を改正する法律（令和7年法律第55号）を踏まえ、航空法施行規則に、①空港における滑走路の安全対策の強化に係る事項、②CRM訓練について省令に委任された事項を追加する改正を行う。

## 1. 空港における滑走路の安全対策の強化

空港の設置者が遵守すべき機能確保基準に、以下の規定を追加する<sup>※1</sup>。

### ①滑走路安全行動計画の策定及び滑走路安全チームの設置

- 国土交通大臣が定める指針に従い、滑走路誤進入防止のための施設の維持管理及び改修を行うこと並びに関係者との連携体制を整備することを追加（第92条第4号）
- 「国土交通大臣が定める指針」として、**「滑走路の安全確保に関する指針」を策定**し、必要な措置を具体化・明文化
- 「関係者との連携体制」として、主要空港<sup>※2</sup>に**滑走路安全チームを設置**

### ②滑走路状態表示灯(RWSL)等の適切な運用の確保

- ①の「滑走路誤進入防止のための施設の維持管理及び改修」として、**RWSL、飛行場標識施設等の適切な維持管理及び改修を実施**

### ③滑走路進入車両に対する位置情報等送信機の搭載

- 主要空港<sup>※2</sup>において、滑走路に進入する車両の所有者に対し**位置情報等送信機を搭載**させることを追加（第92条第16号）

### ④グランドハンドリング事業者に対する安全監督体制の強化

- グランドハンドリング事業者に対して**事故等の防止措置の実施及び国による調査に協力**させることを追加（第92条第17号）
- 事故等防止のための協議会の設置を追加（第92条第18号）

※1 民活空港運営法施行規則において航空法施行規則第92条各号を引用している部分について、同条の号の新設に伴う改正を併せて実施

※2 主要空港：新千歳、成田、羽田、中部、大阪、関西、福岡、那覇空港

## 2. CRM訓練<sup>※3</sup>に係る省令委任事項

改正航空法により義務化される操縦士のCRM訓練について、以下の規定等を追加する。

### ①同等訓練の要件

登録訓練機関が行う訓練と同等以上の内容を有する訓練<sup>※4</sup>として、**エアラインのCRM訓練等**を規定（第162条の19）

### ②技能発揮訓練の有効期間

航空交通管制圏に係る空港等で離着陸等を行う際、当該行為を行う日前**2年**以内に技能発揮訓練を修了していなければならないことを規定（第162条の20）

### ③修了証明書の携帯義務が免除される場合

修了証明書の携帯義務が免除される場合として、**エアラインのパイロットがエアライン機に乗り組む場合等**を規定（第162条の22）

※3 CRM（Crew Resource Management）訓練：ヒューマンエラーの発生を防止するためのパイロット間のコミュニケーション等を向上させる訓練

※4 当該訓練を受けることで登録訓練機関による訓練を免除

施行日：令和7年12月1日

ただし、1. ③の規定については令和8年3月30日まで

2. の規定については改正法関係条文が施行となる日（令和10年6月5日を超えない別途政令で定める日）まで適用除外